

輸入乾牧草の安全性確保について

19消安第1297号

平成19年5月7日

飼料輸入団体の長 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長

従来より、飼料の安全性の確保を図るため、飼料製造業者等に対する立入検査や飼料のモニタリング検査を実施しているところです。

本年4月中旬、長野県下及び岐阜県下の農家3戸において、牛が8頭死亡した件について、当該家畜に給与されていたスーダングラス(生産地:米国カリフォルニア州ヨロ郡、収穫時期:平成18年8月)について残留農薬等の分析を行ったところ、高濃度の硝酸態窒素(最高濃度1.6%)が確認されました。死亡原因については、当該県において、調査を継続しているところですが、スーダングラス中の硝酸態窒素との関連が疑われています。

つきましては、乾牧草の輸入に際し、下記により飼料の安全性の確保に万全を期すよう、貴会傘下の会員に周知の徹底をお願いします。

なお、今回の事例にかんがみ、独立行政法人農林水産消費安全技術センターにおいては、輸入乾牧草中の硝酸態窒素のモニタリングを強化することとしており、試料の採取等にご協力をお願いします。

記

- 1 スーダングラス等硝酸態窒素の含量が高い可能性がある乾牧草を輸入する際には、事前に品質管理を実施するなどし、硝酸態窒素の含量が概ね0.1%以下のものを輸入すること。
- 2 出荷先において、硝酸態窒素に起因すると考えられる家畜の事故が発生したとの情報を得た場合には、速やかに農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課に報告すること。